

議案第 19 号

四万十町社会教育委員条例の一部を改正する条例について

四万十町社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 12 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町社会教育委員条例の一部を改正する条例

四万十町社会教育委員条例（平成18年四万十町条例第172号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「置くことができる」を「置く」に改める。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条中「10人」を「10人以内」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。